

放送を巡る諸課題に関する検討会 第二次取りまとめ(案)に対する意見と 検討会の考え方(概要)

平成30年9月28日

放送を巡る諸課題に関する検討会 第二次取りまとめ(案)に対する意見と検討会の考え方(概要)

1. 実施期間

平成30年7月19日(木) ~ 8月20日(月)

2. 意見提出者(提出順)

合計96者

【放送事業者等 : 73者】

- | | | | |
|-----------------|----------------|-------------------|-----------------|
| (株)テレビ岩手 | (株)仙台放送 | (株)放送衛星システム | (一社)衛星放送協会 |
| 日本テレビ放送網(株) | (株)高知放送 | 熊本県民テレビ | 南海放送(株) |
| (株)WOWOW | 西日本放送(株) | 讀賣テレビ放送(株) | (株)東京放送ホールディングス |
| (株)テレビ金沢 | (株)エフエム香川 | (株)テレビ東京 | 北海道放送(株) |
| 日本放送協会 | (株)フジテレビジョン | (株)エフエム福岡 | 東京マルチメディア放送(株) |
| (株)秋田放送 | (株)鹿児島讀賣テレビ | 山形放送(株) | 関西テレビ放送(株) |
| (株)宮城テレビ放送 | (株)テレビ熊本 | スカパーJSAT(株) | (株)毎日放送 |
| (一社)日本民間放送連盟 | (株)エフエム愛知 | (株)テレビ朝日 | 四国放送(株) |
| 東海テレビ放送(株) | (株)テレビ長崎 | (株)静岡第一テレビ | (株)山梨放送 |
| 青森放送(株) | 日本海テレビジョン放送(株) | (株)テレビ大分 | (株)エフエム石川 |
| (株)テレビ信州 | 静岡放送(株) | 朝日放送テレビ(株) | (株)エフエム大阪 |
| (一社)日本ケーブルテレビ連盟 | 石川テレビ放送(株) | 北日本放送(株) | (株)CBCラジオ |
| (株)テレビ新潟放送網 | 富山エフエム放送(株) | (株)エフエム愛媛 | RKB毎日放送(株) |
| 中京テレビ放送(株) | (株)エフエム熊本 | (株)中国放送 | 中部日本放送(株) |
| 福井放送(株) | (株)エフエム栃木 | 札幌テレビ放送(株) | (株)CBCテレビ |
| (株)テレビユー山形 | 広島テレビ放送(株) | (株)長崎国際テレビ | 中日本マルチメディア放送(株) |
| (株)テレビ宮崎 | 岡山エフエム放送(株) | 九州・沖縄マルチメディア放送(株) | (株)フラワーコミュニティ放送 |
| (株)福岡放送 | 山口放送(株) | 大阪マルチメディア放送(株) | |
| | (株)福島中央テレビ | (株)ジュピターテレコム | |

【その他の法人・団体 : 6者】

(一社)日本新聞協会メディア開発委員会、日本電信電話(株)、西日本電信電話(株)、東日本電信電話(株)、(株)ワイズ・メディア、放送の自由は大事やないか研究会

【個人 : 17者】

No	提出された意見<NHKのインターネット活用業務のあり方の見直し>	検討会の考え方
1	<p>○ NHKが要望してきた「常時同時配信」の実施について、<u>「一定の合理性、妥当性がある」と認められたことについては、重く受け止め、引き続き国民・視聴者の理解を得ながら準備を進めていく。【NHK】</u></p> <p>○ NHKは公共放送として自主自律を堅持し、視聴者のみなさまからいただいた受信料で成り立っていることの重みを十分に認識しつつ、<u>放送と通信の融合時代においても、信頼される「情報の社会的基盤」としての役割をしっかりと果たすべく、取り組みを進めていく。【NHK】</u></p>	<p>第二次とりまとめ(案)では、NHKが放送の補完として常時同時配信を実施することについて、国民・視聴者の理解が得られることを前提に、一定の合理性、妥当性が認められるとする一方、NHKの目的や受信料制度の趣旨に沿って適切に実施されることを確保するため必要な措置を講ずること、NHKに対する国民・視聴者の信頼が今後も確保されるためNHKのガバナンス改革を行うことが必要であるとしています。</p> <p>また、NHKにおいては、自ら国民・視聴者や関係者の意見を幅広く聞きながら、具体的な業務内容の検討、ガバナンス改革の取組、既存業務を含む業務全体の見直し、受信料の体系・水準等の受信料のあり方の見直しを進めることが常時同時配信の実施に当たって求められるとしています。</p>
2	<p>○ 本取りまとめ案がNHKの常時同時配信に一定の合理性があるとしつつ、当連盟が求めてきた、<u>インターネット活用業務が適切に実施されるための措置やNHKのガバナンス改革の具体化と実行、既存業務を含む業務全体、受信料の体系・水準の見直しが条件・前提であるという基本的な考え方を示したことを評価。</u></p> <p>○ インターネット活用業務が公共放送の目的や受信料制度の趣旨に沿って適切に実施されることを確保するため、<u>その実施費用を「各年度の受信料収入の2.5%を上限とする」旨の方針は今後も堅持することを要望。</u>また、市場の競争を阻害することがないよう、<u>区分経理で厳格に管理する必要がある。</u></p> <p>○ 受信料を財源とするNHKの常時同時配信は「<u>放送の補完</u>」として行われることが前提であり、放送制度との整合性を確保することが欠かせない。NHKの地域放送義務を規定する放送法第81条に鑑み、本取りまとめ案が<u>常時同時配信においても地域番組の提供を求め、地域制限を行うことの合理性を認めていることは妥当。</u></p> <p>○ NHKは常時同時配信を2019年度から開始したいとの意向を示しているが、<u>スケジュールありきで公共放送のあり方に関する議論を置き去りにすべきではない。</u>本取りまとめ案が実施時期を2019年度と明示していないことは、今般示された諸条件をクリアすることが前提である、という考えであると解釈する。</p> <p>○ 本取りまとめ案が常時同時配信の実施に当たってNHKに求めている数々の検討と取り組みはいずれも公共放送のあり方に関わる重要な事柄である。まずは<u>NHK自身がこれら論点の考え方を示し、広く国民・視聴者や関係事業者が公共放送のあり方を議論できる環境を整えることが何よりも大切</u>である。</p> <p>【(一社)日本民間放送連盟】※ 類似の要望・意見・・・放送事業者等49者</p>	<p>基本的に賛同の御意見として承ります。</p> <p>今後の進め方については、NHKの取組状況や関係者の意見を踏まえつつ、総務省において丁寧な検討を進めていくべきと考えます。</p> <p>また、NHKにおいては、自ら国民・視聴者や関係者の意見を幅広く聞きながら、具体的な業務内容等の検討、ガバナンス改革の取組、既存業務を含む業務全体の見直し、受信料の体系・水準等の受信料のあり方の見直しを進めることが常時同時配信の実施に当たって求められると考えます。</p> <p>御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。</p>

No	提出された意見<NHKのガバナンス改革>	検討会の考え方
3	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「公共放送であるNHKは、国民・視聴者の信頼を基盤とするものであるため、<u>一般企業以上にコンプライアンスの確保が重要</u>」との指摘は妥当である。 ○ <u>NHK役員</u>の経営責任の明確化や外部監査法人等の専門家による事後チェック体制の充実、不祥事防止のための抜本的な方策の検討は実効性とスピードが求められる喫緊の課題である。ただし、そうした仕組みが報道機関であるNHKの経営に外部からの不当な干渉を招くことがないよう、<u>十分配慮</u>することが欠かせない。 ○ NHKグループの経営方針として、<u>本体でできないことを子会社・関連会社が手掛けたり、子会社等の業績や利益を優先したりするような事業運営は厳に慎むべき。</u> ○ NHK本体および子会社、関連会社などがインターネット活用業務などを通じて広告収入やそれに類した収入を得ることは将来的にも絶対にあってはならない。<u>NHKグループ全体の業務・財務の各種情報の透明性向上を図り、子会社、関連会社も含め民間事業の競争を阻害せず節度ある抑制的な事業運営を行うことが不可欠。</u> ○ 本取りまとめ案がNHK業務の範囲と規模、受信料水準と国民・視聴者への還元策、NHKグループの適正なガバナンス確保といった公共放送のあり方の本質に関わる点について、「<u>透明性のある形で議論が行われ、合理的なものとして納得感が得られる結論が示されているとは必ずしも言えない</u>」と指摘していることを、<u>NHKは深刻に受け止める必要</u>がある。 ○ まずは<u>NHK自身がこれら論点の考え方を示し、広く国民・視聴者や関係事業者が公共放送のあり方を議論できる環境を整えることが何よりも大切</u>である。国民・視聴者への還元策は公平負担の意義を十分理解してもらい納得して受信料を支払ってもらうためにも、受信料の値下げをはじめとする負担軽減に重きを置くことが望ましい。 <p style="text-align: center;">【(一社)日本民間放送連盟】 ※ 類似の要望・意見・・・放送事業者等18者</p>	<p>基本的に賛同の御意見として承ります。</p> <p>第二次とりまとめ(案)では、NHKに対する国民・視聴者の信頼が今後も確保されるため、NHKのガバナンス改革を行うことが必要であるとしています。</p> <p>また、NHKにおいては、自ら国民・視聴者や関係者の意見を幅広く聞きながら、具体的な業務内容等の検討、ガバナンス改革の取組、既存業務を含む業務全体の見直し、受信料の体系・水準等の受信料のあり方の見直しを進めることが常時同時配信の実施に当たって求められるとしています。</p> <p>御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。</p>

No	提出された意見<更なる周波数の有効活用に向けた技術的対応>	検討会の考え方
4	<p>○ 公共性や報道機関としての使命にも鑑み、周波数の有効利用などの論点で、産業論的な見地からのみの議論とならないことが肝要である。特に<u>ホワイトスペースの利用拡大については、テレビ放送の受信者保護が最優先であり、混信などによる受信障害が発生しないよう、きめ細やかな対応を要望する。</u> 【青森放送(株)】</p> <p>○ <u>地上4K放送をはじめとする放送サービスの高度化のため、周波数利用効率の向上や画像圧縮技術等の高度化に資する技術開発を推進することは適切</u>であると考えます。【(株)テレビ熊本】</p> <p>○ <u>技術革新による技術規格への対応等は、ローカル局の財政面において大きな問題となる。それを踏まえた上で、今後の検討が行われるよう要望</u>する。【(株)中国放送】</p> <p>○ 今般の技術試験によって<u>現行の地上基幹放送の高度化を実現することは、国民・視聴者の利益に適うもの</u>と考える。<u>地上デジタルテレビ放送用周波数のさらなる共用</u>については、日本の地上デジタルテレビ放送用周波数帯が<u>米国などと比較して極めて稠密に利用され、すでにワイヤレスマイクやエリア放送との共用が行われていることに十分留意</u>する必要がある。また<u>周波数共用基準(干渉許容基準)の策定にあたっては、既存無線システムの重要性を踏まえ、共用する無線システムの普及予測や利用形態を適切に反映したうえで、関係事業者の意見を十分に聴取して、精緻な技術検討を行う必要がある</u>と考える。 【(一社)日本民間放送連盟】 ※ 類似の要望・意見・・・放送事業者等22者</p>	<p>ご指摘の観点は、「更なる周波数の有効活用に向けた技術的対応」の具体的施策を検討・実行するに当たって、留意が必要な項目であると考えております。</p> <p>御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。</p>

No	提出された意見<将来に向けたネットワークの大きな変革への対応>	検討会の考え方
5	<p>○ 近年、動画配信サービスの利用拡大等に伴うインターネットトラフィックの急増により、<u>通信事業者のネットワークにおいても負荷が増大しており、今後もこの傾向は継続すると想定</u>される。このようなトラフィック増加傾向の下で、<u>4K等を含めた放送コンテンツをネットを通じて安定的に視聴するためには、第二次取りまとめ(案)記載の通り、通信事業者のネットワークにおいて、「優先制御での配信が前提になる」と</u>考える。</p> <p>○ 第二次取りまとめ(案)において、「同時配信の実施に伴う機器増設等の投資コストを誰がどのように負担するのかといった観点から、費用対効果を考慮した持続可能なサービス提供のあり方等が大きな課題」とされた点について、<u>通信事業者のネットワークにどのような影響・負荷を与えるのか等、視聴需要の推計やそれを基にしたトラフィック需要等の検討を進めた上で、ネットワークの増設等が必要になる場合には、必要な投資・コストについて、通信事業者が適切に回収できる仕組みが必要</u>になると考える。</p> <p>○ そのため、放送コンテンツのネット同時配信の実現に向けては、セキュリティの確保を含め、第二次取りまとめ(案)にある、<u>「放送、通信インフラ、クラウド等の関係者から構成される連絡協議の場」において、持続可能なサービス提供のあり方やビジネス性について、必要な検討を実施</u>していく考えである。 【日本電信電話(株)】 ※ 類似の要望・意見・・・東日本電信電話(株)、西日本電信電話(株)</p>	<p>基本的に賛同の御意見として承ります。</p> <p>ご指摘の通信事業者のネットワークへの影響・負荷や必要な投資・コスト等については、第二次取りまとめ(案)p75に「主に、放送、通信インフラ、クラウド等の関係者から構成される連絡協議の場を設置するなど、情報共有や課題検討を行う体制を整備する」と記載しているところです。</p> <p>御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。</p>

No	提出された意見<サービスの一層の多様化・高精細化、ネットとの連携>	検討会の考え方
6	<p>○ <u>ローカル局の経営基盤の強化策として、コンテンツの海外展開などは、大きな可能性を持っていると考える。しかしニーズに合った企画や情報収集、更にコンテンツ制作のノウハウなど課題が多く、収益につながる具体的な道筋は中々見えていない。</u>取りまとめ案にあるよう、<u>総合的な支援を積極的に推進していただく事を望む。</u>【静岡放送㈱】</p> <p>○ <u>地方創生に寄与すべく、コンテンツの海外展開等各ローカル局は様々な取り組みをしているが、これらを一過性でなく継続的に実施するには、国による支援が不可欠。</u>引き続きの国の支援措置を継続・拡充いただくよう要望。【㈱長崎国際テレビ】</p> <p>○ <u>放送コンテンツの海外展開は、地域情報の海外発信による地方創生にも寄与するものであり、今後も引き続き政府による支援措置の継続・拡充を強く要望。</u>【㈱テレビ朝日】</p> <p style="text-align: center;">※ 類似の要望・意見・・・放送事業者等35者 (うちラジオ事業者8者、V-Lowマルチメディア放送事業者3者)</p>	<p>放送コンテンツの海外展開については、第二次取りまとめ(案)p75に記載しているとおり、人材育成、多面的な制作支援、グローバル展開支援等の必要な政策的対応を行うべきと考えており、当該対応に当たっては、継続的かつニーズに即したものとすることが重要と考えます。</p> <p>御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。</p>
7	<p>○ ネット同時配信など、放送と通信の融合に関連する施策についても視聴者やスポンサーのニーズに最大限考慮しながら、事業性が見込めるものについては、具体的な取り組みを始めている。<u>NHKとの二元性を維持する上で、民放とNHKがそれぞれの役割に応じて各種施策を段階的に実施に移す判断は行政が強制してではなく、社の自主的、主体的判断に委ねられるべき</u>と考える。【西日本放送(株)】</p> <p>○ <u>ローカル局においては地上波のネット同時配信について、現時点でははっきりした事業性を見出すまでには至っていない。</u>今後、慎重に検討すべきと考える。これについては行政側から強制されるものではなく、各社の判断に委ねるべき。【㈱福島中央テレビ】</p> <p>○ <u>放送・通信融合サービスの展開や実施内容は各事業者の経営判断によるべきものであり、事業者の選択肢を制限するような検討とならないよう、要望。</u>【讀賣テレビ放送㈱】</p> <p style="text-align: center;">※ 類似の要望・意見・・・放送事業者等11者</p>	<p>民間放送事業者による放送・通信融合サービスの具体的な事業展開の方法やサービス内容は、各事業者の経営判断によるものと考えております。</p> <p>御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。</p>

No	提出された意見<地方を含む情報提供体制の確保>	検討会の考え方
8	<p>○ <u>ローカル局の経営基盤強化に関する国の支援制度については、地域事情や業態(ラジオ・テレビ)、事業規模の違いによって必要とする支援措置も異なるため、より多様な支援措置の強化・拡充を要望</u>します。特に難聴・難視聴解消・放送ネットワークの強靱化・災害対策など、公共性の高い分野における支援をより一層強化されるよう要望。 【(一社)日本民間放送連盟】</p> <p>○ 第7章4でローカルを含む放送局の社会的役割を評価いただいた上で、ローカル放送局への支援の必要性に言及いただいたことに感謝申し上げます。経営基盤がぜい弱なローカル放送局の場合、ネット事業等に参画するにしても、初期投資自体、大きな経営リスクを伴う。また、<u>ローカル局は地域ごと、局ごとにそれぞれ異なる事情を抱えている。この点をご考慮いただいた上で、継続的かつ柔軟な支援を要望</u>。【(株)秋田放送】</p> <p>○ 「ローカル局による地域に根ざした番組が可能な限り多く提供されるような環境づくりが必要」としたことに民放ローカル局として勇気付けられる。盛り込まれた「<u>ローカル局の設備の高度化</u>」「<u>経営基盤強化のあり方の検討</u>」が着実に進むよう希望。 【石川テレビ放送(株)】</p> <p>○ <u>ローカル局の経営基盤の強化についてはローカル局が地域社会の中で担っている公共性と民間放送としての事業性のバランスについてその実情を把握して頂きたい</u>。更に定期的に相当な金額の設備更新を要するローカル局固有の事情を把握して、その具体的な意見を取り入れながら検討を進めることを望む。【(株)福島中央テレビ】</p> <p>○ <u>ローカル局は、地域に根付いた様々な活動を通じ、地域活性化に寄与している</u>。今後も放送設備の維持、強化等が必要な中、<u>これらの活動や新たなチャレンジに継続的に取り組むには、経営基盤の安定化が必要</u>である。基本的には自助努力が必要であるが、<u>放送ネットワークの強靱化や災害対策等公共の利益にかなうような施策に対しては、国による様々な支援措置の継続、拡充を要望</u>。【(株)長崎国際テレビ】</p> <p style="text-align: center;">※ 類似の要望・意見・・・放送事業者等52者 (うちラジオ事業者10者、V-Lowマルチメディア放送事業者4者)</p>	<p>ローカル局の経営基盤強化については、第二次取りまとめ(案)に記載しているとおり、「政府としても必要に応じて様々な支援策等を講じることが求められる」と考えております。</p> <p>御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。</p>

No	提出された意見＜効率的利用の観点からの右旋帯域の有効活用＞	検討会の考え方
9	<p>○ BS放送の右旋帯域はHD放送を行うことが有効利用の根幹であり、マルチ編成やデータ放送の有無などだけで狭義に有効活用のあり方を評価すれば、視聴者・契約者が求めるサービスと乖離しかねない。<u>有効活用の検証基準は現状で放送事業者が実現しているサービスの質や放送事業者の意向、視聴者・契約者への影響などを十分にくみ取りながら慎重に検討するよう要望。</u>【(一社)日本民間放送連盟】</p> <p>○ <u>BS放送の基準においては、「事業者ごとに活用する技術や使用する放送機器、ビジネスモデルが異なることを踏まえ、当該基準は、ある程度幅を持たせた柔軟なものであること」という留意点を踏まえ、既存事業者の意見を十分聴取した上での検討を要望。</u> 【(一社)衛星放送協会】</p> <p>※ 類似の要望・意見・・・放送事業者等9者</p>	<p>右旋帯域の有効活用の検証の基準の策定に当たっては、本取りまとめ(案)p84に記載しているとおり、「行政、関係事業者及び関係団体等から構成される意見交換の場を設けることをはじめ、行政処分の当事者や視聴者も含めた関係者の意見を聞く機会を十分に設けることが必要」と考えており、今後の具体的な取組については、この考え方を前提として検討を行うこととしております。</p>
10	<p>○ BS放送全体の底上げや活性化のため、新規参入を促進する考えそのものには賛同するが、単に帯域の有効利用の観点だけから新規参入ありきで帯域を再編することは事業者への過大な負担、視聴者への不利益をもたらす可能性が懸念される。<u>新規参入のニーズ、それに伴う帯域再編の在り方については、行政と事業者が精緻かつ慎重に検討をする環境が常に醸成されることを要望。</u>【日本テレビ放送網(株)】</p> <p>※ 類似の要望・意見・・・放送事業者等3者</p>	<p>帯域の再編成に当たっては、本とりまとめ(案)p85に記載しているとおり、「行政や関係事業者が連携して、これまでの再編成も参考に、視聴者に対する周知・広報の方策も含めた再編成の標準的な手順の策定について検討することが望ましい」と考えており、今後の具体的な取組については、この考え方を前提として検討を行うこととしております。</p>
11	<p>○ 有線経由での4K放送サービスは、RF方式によるFTTHサービスにおいても左旋帯域による新4K8K衛星放送の伝送が可能な見込みが立っており、受信環境整備における役割は非常に大きいと考えることから、<u>「ケーブルテレビ」に加えて「RF方式によるFTTHサービス」についても追記いただくことを要望。</u>【スカパーJSAT(株)】</p>	<p>御意見を踏まえ、p86の記載を「今後の左旋帯域の受信環境整備にケーブルテレビの果たす役割は相当大きい」から、「今後の左旋帯域の受信環境整備に有線伝送の果たす役割は相当大きい」に修正し、「ケーブルテレビ事業者等においては、」を削除しました。</p>
12	<p>○ 左旋帯域の受信環境の問題について「一朝一夕に解決する問題ではなく、地道な努力が必要であり、行政においても多様な支援措置を一層強化することを検討するなど、こうした取り組みをサポートすることが必要である」という考え方に賛同。<u>左旋帯域に参入する事業者の取組みだけでなく、行政の更なるそして継続的な支援の検討を要望。</u>【(株)WOWOW】</p> <p>※ 類似の要望・意見・・・放送事業者等7者</p>	<p>左旋帯域の受信環境整備についての御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。</p>